

令和7年度

包括外部監査結果に基づく措置

包括外部監査の結果に基づく措置について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

浜松市監査委員

目 次

包括外部監査結果に基づく措置

水道事業に係る事務の執行について	3
幼児教育・保育事業に関する事務の執行について	4
防災及び危機管理に係る事務の執行について	6
都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について	8
学校教育に関する事務の執行について	37

指摘事項	
<p>【第 6 監査の結果（個別事項） 1 基本施策 1 「施設管理適正化の推進と財務体質の強化」</p> <p>（2）実現方策 2 「企業債の借入抑制と料金制度適正化の検討」 （ア）資産維持費の総括原価への算入について】</p> <p>公益社団法人日本水道協会が発出している「水道料金算定要領」によれば、料金算定期間中の給水のために必要な総費用（総括原価）には資産維持費が含まれるが、浜松市は資産維持費を総費用に含めていない。</p> <p>水道事業は長期にわたり受益者（水道利用者）がサービスを享受し費用を負担する事業であることを考えると、受益者の世代間にわたる公平な負担を確保する必要がある。資産維持費を導入することにより施設資産の計画保全のための一定の財源確保が図られ、給水人口の減少局面において更新投資の費用を平準化することにつながるものと考えられる。</p> <p>したがって、今後は、資産維持費を総括原価に算入する必要がある。そして、資産維持費の計算に当たっては、「水道料金算定要領」に記載されている標準的な資産維持率 3% の是非について検討し、標準的な資産維持率により難いときは、長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 57 頁・担当課：上下水道総務課）</p>	
講じた措置	
令和 6 年度	<p>令和 5 年度から着手した水道料金の見直しについて、令和 7 年 2 月市議会定例会にて浜松市水道事業給水条例の一部を改正する条例が可決され、令和 7 年 10 月から料金改定を行うことが決定しました。</p> <p>料金改定にあたり、資産維持費を総括原価へ算入することとしました。</p> <p>ただし、今回の料金改定の考え方として、長引く物価上昇等による市民生活・家計への影響を考慮するとともに、今後 5 年間の料金算定期間中、資金残高については最低水準の確保を念頭においたため、「水道料金算定要領」に記載されている標準的な資産維持率を下回る 0.6% で計算しました。</p> <p>そのため、今後も施設資産の計画的な保全のための財源確保により安定したサービス供給を継続できるよう、毎年度決算確定ごとに行う収支状況及び資金残高の中長期見通しの検証時に、適切な資産維持費の確保に向けたシミュレーションを継続して行ってまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 3 私立保育所等助成事業② ア 施設整備にかかる助成制度における補助金の効果測定について】</p> <p>認定こども園・保育所の創設・増改築等の施設整備を行う事業者に対して、国や県の施設整備にかかる助成制度に基づき助成を行う本制度により、令和2年度においては、5施設に助成し、430名の定員増が図られた。これに加え、地域型保育事業や施設整備を伴わない定員増により、市は令和3年4月1日の保育所等利用待機児童数ゼロを達成した。事業目的の達成は、市の取り組みの大きな成果であるといえる。</p> <p>一方、市としては、待機児童は、また発生する可能性もあることから、引き続き既存の認定こども園・保育所・幼稚園の増改築等について事業者を募集する方針であり、今後も事業における補助金の効果を測定していくことになる。</p> <p>令和2年度の施設整備事業をもって待機児童数ゼロを達成したことにおいて、これまで助成制度の果たしてきた役割は認められるが、国又は県の整備交付金の助成があるとはいえ、市としても相応の負担の下に行う事業である。浜松市の特性として自家用車による送迎もあり、地域的な偏り等が判明しにくい状況にあること及び今後はオーバーキャパシティの生じる可能性もあることから、令和2年度における779名の定員増と待機児童数ゼロとの関係性が適切であること及び今後事業を実施していくことについて事業目的の十分な分析の裏付があることが望ましい。</p> <p>従って、事業目的達成に関する補助金の効果測定については、単に定員数増加によるだけでなく、既存の施設の状況や浜松市の地域的な傾向も踏まえ、総合的に判断できるよう今後の事業の必要性についてより深く検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 89 頁・担当課：幼保支援課）</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>令和7年度からの政策シートにおける短期成果指標として、新たに「保育施設年間利用率」を設定しました。</p> <p>これは、保育施設の年間利用率を図る指標であり、本市の過去の実績上、年間利用率が90%を超えると待機児童が発生する可能性が高く、待機児童ゼロを達成した4年間の年間利用率から、利用率が88%程度であれば保育ニーズに対する整備が適正と判断できると考え、目標値としました。</p> <p>今後は、本指標に基づき、施設整備が適正であるか確認していきます。さらに、地域ごとの利用率も測定することで、地域的な傾向も把握していきます。</p> <p>施設整備にかかる助成事業の必要性については、上記の指標の実績値を踏まえ、毎年度、その必要性を検証してまいります。</p>

指摘事項**【第6 監査の結果（個別事項） 6 市立幼稚園運営事業 ア 適切な「事業の指標」の設定について】**

市立幼稚園運営事業には事業の指標が設定されておらず、活動又は成果を客観的に評価することが困難な状況であると考えられることから、適切な事業の指標を設定すべきである。

当該事業の目的は、「園児が安心して学べる環境づくりを図ること」である。

したがって、市内60園の市立幼稚園を適正に管理・運営することによる「園児が安心して学べる環境づくりを図ること」の達成度合いが把握できるような仕組みを検討し、達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討すべきである。

（掲載103頁・担当課：幼保運営課）

講じた措置**令和7年度**

市立幼稚園・保育園においては、園児が安全に園生活を送ることができることが最も重要であり、施設不良により教育・保育ができないことはあってはならないため、令和7年度からの政策シートにおける指標として「施設不良を原因として、教育・保育が提供されない日（日）」を設定いたしました。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 8 グリーンレジリエンスの推進（木材利用の拡大） ア 目標指標の設定について】</p> <p>市強靱化計画の「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えるため、グリーンレジリエンスの推進の施策を実施している。目標指標の1つとして「年間天竜材生産量」が掲げられており、令和6年度までに生産量を181,000 m³に拡大することを目指している。</p> <p>「年間天竜材生産量」の拡大が、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えることにどのように繋がるか確認したところ、以下のとおりであった。</p> <p>天竜美林の多面的機能の維持・拡大と林業・木材産業の成長産業化に向け、F S C森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理と、天竜材を活用した新事業創出や天竜材の流通量及び販路を拡大することで、S D G sや脱炭素社会の実現に資することを目的とした施策を実施している。施策の実現において、F S C森林認証面積の増加と年間天竜材生産量の増加は両輪であり、この2つを「浜松市地震・津波アクションプログラム」の目標指標としている。</p> <p>しかし、「浜松市地震・津波アクションプログラム」では、大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えることが主目的であることから、年間天竜材生産量の拡大は直接的な目標指標ではない。ここで、天竜材の生産に資するために計画的に間伐を実施しており、間伐による森林整備は土砂崩壊の防止機能があることから、例えば、目標指標を年間間伐実施面積に変えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 45 頁・担当課：林業振興課）</p>	
講じた措置	
<p>令和7年度</p>	<p>大規模な土砂災害による死傷者の発生に備えるための指標として、間伐による森林整備が土砂崩壊の防止機能があることから、目標指標を「年間天竜材生産量」から「年間間伐実施面積」に変更することを検討しました。</p> <p>しかし、既にある目標指標「F S C森林認証面積」は、間伐も含めた森林整備に基づく管理手法について審査、認証されるものであることから、1本化して管理していくことが適切であると判断いたしました。</p> <p>なお、市強靱化計画への反映は、令和7年度中を予定しています。</p>

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 40 市有公共建築物の耐震性能の表示 ア 市強靱化計画から削除すべき施策について】

本施策は、不特定多数の市民が使用する建物の耐震基準を満たしている旨の表示ラベルを設置することにより、市民に対して適切な情報提供を実現することを企図して策定されたものである。しかし、その後の検討過程で、耐震性能の表示ラベルを設置することが市民の防災にとって必ずしも役立つものではないという判断がなされ、また、費用対効果も低いことから実施が見送られているとのことである。

本施策は、そもそも市強靱化計画に記載すべき施策ではなく、計画から削除するのが適当である。

（掲載 87 頁・担当課：危機管理課）

講じた措置

令和7年度

発災時は、市民が使用する建物が安全であるか否かは、耐震基準ではなく、応急危険度判定の結果に基づき判断されます。

以上を踏まえ、本施策は市民の防災にとって必ずしも役立つものではなく、費用対効果も低いと判断し実施を見送っていることから、令和7年度の市強靱化計画の改訂において削除いたします。

なお、市が所有する公共建築物の耐震性能については、市のホームページにおいてリストを公表しています。

監査実施年度 令和5年度（都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について）

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 2 樹木の安全確保について (4) 定期点検について】</p> <p>浜松市では、日常点検は行われているが、定期点検は行われていない。国土交通省が「指針参考資料」で示す定期点検で実施することが望ましい項目を、巡視業務や指定管理者の仕様書に具体的に明記し、業務を委託することにより、市の点検業務を補完することも可能と考えられる。</p> <p>指定管理者との協議などを通じて、外部委託による点検業務の具体的な項目を再検討し、仕様書に明記する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 59 頁・担当課：公園管理事務所）</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>公園利用者の安全確保を目的として令和4年度から実施している、緑地等樹木点検事業を継続することにより、定期的に樹木の健全度を把握してまいります。</p> <p>なお、出来るだけ短い周期での点検が可能となるよう、受託者と協議を進める中では、デジタルツールの活用等により点検の効率化を図ってまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 3 その他施設の安全確保について (1) グラウンドの安全確保について】</p> <p>愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、男子児童が怪我をした西尾市のケースが特別ではないと考えられる。</p> <p>公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市においても、グラウンド内の釘等の有無について、調査を実施する必要がある。</p> <p>なお、西尾市では、地中に埋め込んだロープやゴム棒など、安全性の高いマーカーの場合は、届け出制により常設を認める方針であり、浜松市においても、調査の結果、問題がある場合は、今後の対応を検討しておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 63 頁・担当課：公園管理事務所）</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>野球やソフトボール等の球技利用が想定される 20 公園について、指定管理者や巡視業務により、特にベースの設置位置など目印を付すことが想定される箇所を中心として、点検を実施した結果、釘等の危険物発見には至りませんでした。</p> <p>一部、アンカーで紐やゴム等を設置している箇所がありましたが、アンカー一部が地中に打ち込まれているなど、現状で危険な状態ではないことを確認しています。</p> <p>引き続き巡視時に状況を観察し、危険が疑われる場合は速やかに対応してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 3 その他施設の安全確保について (2) 園路の安全確保について】</p> <p>「公園施設の安全点検に係る指針(案)平成27年4月 国土交通省」では、公園施設に関連する事故の要因の例として「暗がりにある分かりにくい段差や滑りやすい路面状態などによる転倒」を挙げている。</p> <p>監査人が公園を視察した際には、地元の高齢者、幼児連れの親子、ベビーカーを使用している親子が散歩している姿を多く見かけた。</p> <p>監査で指摘した公園に限ることなく、市全体の課題として、公園利用者が躓いたり、転倒したりすることのないよう、園路の安全確保に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 64 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>ご指摘いただいた全ての公園について、清掃等や舗装劣化の修繕等により、園路の安全を確保しました。</p> <p>その他の公園についても、日々の巡視点検において不具合の早期発見に努めるとともに、市公式ライン上に「公園施設損傷等通報システム(通称「いっちょお!」)」を整備し、広く市民の皆さまからいただく情報も参考としながら対策を講じてまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 3 その他施設の安全確保について (3) ベンチ等の劣化について】</p> <p>「公園施設の安全点検に係る指針(案) 平成27年4月 国土交通省」では「公園施設の変状及び異常の例」として「ベンチの座板部が破損して、隙間やぐらつきがある」例を挙げている。また「応急措置の例」として「座板が破損したベンチ全体を、シートで覆い、そのシートをしっかりと固定したうえで、使用禁止テープを張り、注意喚起を行う」と記載している。</p> <p>公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。また、仮に利用したとしても、破損しているベンチでは、利用者の安全確保の問題がある。</p> <p>ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 66 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>破損ベンチについては状況を確認し、修繕を行いました。</p> <p>また、周辺のベンチ設置状況を確認する中で、明らかに使用頻度の低いと思われるものや代替が可能と考えられる箇所については、撤去しました。</p> <p>今後は、ベンチの劣化状況を日常的に確認しながら、破損が見られた時点で速やかに使用禁止措置を講じるとともに、公園全体のベンチ配置等を考慮しながら、利用頻度が低いと思われるものは撤去を基本とし、撤去後に利用者等からの要望の強いものについては再設置を行うなど、利用状況を鑑みる中での全体的なベンチの適正化を図ります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 公園施設の安全確保について 3 その他施設の安全確保について (4) 看板の劣化について】</p> <p>現地視察の結果、公園内の看板が見えなくなっているもの、剥がれているもの、内容が更新されておらず古いものが多く見受けられた。</p> <p>劣化した看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。特に危険性を表示する注意看板の場合は、公園利用者の安全確保に重要な影響を及ぼす可能性もある。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。</p> <p>市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要と考える。指定管理者が管理する公園についても、指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 67 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>指定管理者や巡視業務等により、看板の劣化状況を確認し、不要となったものは撤去、引き続き掲出する必要があるもので劣化が見られるものについては更新を行いました。</p> <p>今後も日常の点検時に看板の劣化状況について確認し、速やかな対応を心がけるとともに、市公式ライン上に「公園施設損傷等通報システム（通称「いっちゃお！」）」を整備し、広く市民の皆さまからいただく情報も参考としながら対策を講じてまいります。</p>

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 法令等にもとづく台帳の整備について 2 公有財産台帳 (5) 指定管理者との協定書について】

現状では、指定管理者は、財産台帳を参照しても、管理施設の詳細を把握できないため、「詳細については、浜松市公有財産管理規則に基づく財産台帳を参照のこと」という、協定書の記載内容を改める必要がある。

また、財産台帳を参照すれば、指定管理者が管理する施設の詳細が把握できるよう、財産台帳の記載内容を整備しておく必要がある。

(掲載 83 頁・担当課：緑政課、公園管理事務所)

講じた措置

令和7年度

令和8年度に更新を予定している、安間川公園外2緑地の指定管理者との基本協定書における管理施設の参照先について、「都市公園台帳等」の記載を追記し、都市公園台帳及び公園管理事務所で保有する関連資料を、必要に応じて開示、参照できるよう修正しました。

また、上記公園の都市公園台帳について、指定管理者が台帳を参照すれば管理する施設の詳細が把握できるよう、最新となっていることを確認いたしました。

今後も都市公園台帳の整備を進めるにあたっては、特に指定管理公園について優先して実施するよう進めてまいります。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 III 政策・事業について 4 公園施設長寿命化事業 (2) 事業内容と事業指標について ② 事業目標】</p> <p>公園施設長寿命化事業においては、事業の指標がないため、公園管理事務所に確認したところ、公園施設（特に遊戯施設）については、毎年の点検結果を踏まえた対策順位の見直しを行うほか、日々の巡視や市民からの通報等による修繕依頼に伴う随時補修対応を実施していることから、長寿命化計画に即した目標設定は困難であるとのことであった。</p> <p>しかし、「市民に安全安心で快適な公園を提供する」ことを目的として、長寿命化計画を策定し、事業に取り組んでいることを鑑みれば、各計画期間内で達成可能な何らかの目標設定は必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 96 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3遊具の解消であるため、令和9年度までに100%達成するよう政策シートにおいて目標を設定いたしました。</p> <p>なお、ハザード3遊具のうち、長寿命化計画に位置付けられている遊具については、更新年度を前倒しにするなど優先して対応しています。</p> <p>ハザード3遊具の解消が達成した際には、長寿命化計画に位置付けられた遊具のうち、期間内に更新を計画している遊具数に対する更新数の割合を100%とすることを目標値として設定し、計画の進捗管理を行ってまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 1 遠州灘海浜公園 (3) 看板の劣化】</p> <p>遠州灘海浜公園（風車公園、凧場公園、江ノ島地区）を視察したところ、設置してある看板が、2012年8月31日に江ノ島プールを閉鎖した事実を反映しておらず、古いままであった。また、看板の劣化もあった。</p> <p>この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が看板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 101 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>指定管理者にて看板の状況を確認し、修繕及び撤去を実施したことを確認しました。</p> <p>なお、大型案内看板については、今後予定されている江之島地区の再整備を踏まえた更新が必要となることから、簡易な修繕で対応しています。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 1 遠州灘海浜公園 (4) 野鳥観察小屋の環境整備</p> <p>① 白紙の看板</p> <p>野鳥観察小屋内部の壁に、白紙の看板がならんでいた。担当者に質問したところ、過去の具体的な展示内容は不明であるが、本来、野鳥公園小屋の利用者に対し、野鳥の名前や種類などを明示していたと考えられるとのことであった。</p> <p>今一度、看板の目的を振り返り、看板を有効活用すべきである。また、看板を使用しないのであれば、景観上、撤去することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 102 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>現地の状況を確認したところ、もともとは馬込川に飛来する野鳥を観察するための窓でしたが、樹木の成長により視界が遮られてしまい、その目的が果たせなくなったことから、板を設置して封鎖したことが判明しました。</p> <p>景観に配慮し、周囲の色合いを考慮したものに板を塗り替えしました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 1 遠州灘海浜公園 (5) 津波避難マウンドの鍵付きベンチ</p> <p>風車公園には津波避難マウンドがあり、そこには鍵付きのベンチがある。</p> <p>公園管理事務所と指定管理者にベンチ内の保管物を質問したところ、ベンチの管理は危機管理課であるためわからないとのことであった。</p> <p>風車公園は日常的に指定管理者が管理しており、仮に津波避難があったときのことを考えると、鍵付きベンチの鍵の保管場所や保管物について、継続的に指定管理者と危機管理課の両方で情報共有しておくことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 103 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>改めて鍵付きベンチの役割について、所管である危機管理課に確認したところ、地元住民が避難時に使用する物資を自主的に格納するためのものであり、ベンチを設置してある施設管理者が内容物を配布する運用ではないため、鍵の保管及び内容物の把握を施設管理者に求めるものではないとのことでした。</p> <p>上記について、指定管理者と情報を共有しました。</p> <p>今後も、指定管理者の公募を行う際は、公募仕様書に記載するなど、継続的に指定管理者と情報共有してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 1 遠州灘海浜公園 (6) 凧場公園の健康遊具】</p> <p>凧場公園のひょうたん池周辺には、複数種類の健康器具が、使用方法を紹介した看板とともに設置してある。</p> <p>公園内にある各遊具について、委託業者が作成した点検報告書により現地踏査を実施したところ、これらの遊具は点検報告書に記載されていなかった。</p> <p>遊具の点検にあたっては、点検報告書にすべての遊具を漏れなく記載し、それぞれの状態（総合判定、使用可否、ハザート、劣化判定、塗装判定等）を一目でわかるように、継続的にとりまとめることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 103 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具について、公園台帳への追記が完了しました。</p> <p>引き続き指定管理者による定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 2 浜松城公園 (8) 樹木の状況】</p> <p>浜松城公園は、昭和25年(1950年)5月開設の公園であり、開設から70年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。</p> <p>倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 111 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>浜松城公園について、天守閣周辺の樹木は令和5年度より現状確認をしたうえで、計画的に伐採や剪定を行っています。</p> <p>加えて、令和6年度より「緑地等樹木緊急伐採事業」を創設し、指定管理公園においても専門家の診断を受けずとも、危険と判断した樹木の伐採を進めています。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 4 館山寺総合公園 (3) 樹木の説明表記】</p> <p>原種つつじ園と八重桜並木の間の園路（こなみの森コース西側入り口付近）に、表面が劣化し不明瞭な説明表示があった。</p> <p>この表示板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、案内板設置の目的が十分に達成できない。</p> <p>また、本来であれば、表示板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。指定管理者が表示板の劣化等を早期に発見し、迅速に対応できるよう、市から指定管理者へ適切な指示を行うことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 120 頁・担当課：緑政課)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>指摘箇所の樹名板は、更新しました。</p> <p>また、その他の園内樹名板についても、日常巡視などにおいて劣化が認められたものについて更新するなど、適切な維持管理を徹底するよう、指定管理者へ指導を行いました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 6 都田総合公園 (2) ベンチの破損】</p> <p>公園内を視察したところ、破損しているベンチが見受けられた。</p> <p>公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態のため、ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 127 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>指定管理者にてベンチの劣化状況を確認し、劣化が著しいものは修繕したことを確認しました。</p> <p>引き続き日常点検により劣化状況を確認して、速やかに対策します。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (1) 遊具 ② 4人用ぶらんこ】</p> <p>この遊具は、点検業者が「着座部・腐朽 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 133 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>令和6年4月の日常点検において、チェーンの摩耗が見られたことから、4基のうち3基を使用禁止措置としましたが、その後、チェーン摩耗部の交換を行い使用を再開しました。</p> <p>今後も、日常点検、定期点検を継続し、異常を発見した場合には速やかに使用禁止措置を講じるとともに、計画に基づいた補修を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (1) 遊具 ③ ぶらんこ柵】</p> <p>ぶらんこ柵は、支柱部腐食が始まっている箇所があり、点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、修繕は行われていない。</p> <p>ぶらんこ柵は、点検業者が「支柱部腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>柵自体は、子どもの使用するものではないが、遊具と同様、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 134 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (1) 遊具 ③ ぶらんこ柵】</p> <p>国土交通省の指針には、「基礎部分が露出している場合は、原則として埋め戻しなどによる対策が必要であるが、これらの対策が困難な場合は、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆う」とある。</p> <p>ぶらんこの支柱と柵の下のコンクリートが剥き出しになっている部分については、国土交通省の指針に従い、応急的な措置により、露出している基礎部分をラバーなどの衝撃吸収材で覆うなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 134・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (3) 園路】</p> <p>水捌けが悪いように見える園路があった。</p> <p>四ツ池公園を視察した際には、高齢者やベビーカー利用者が散歩している姿を多く見かけた。雨が降った後など、園路が滑りやすくなり、公園利用者が転倒することのないよう、安全性の確保に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 137 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>側溝周辺の樹木配置から、落ち葉による側溝詰まりの影響で水はけが悪くなっていると考えられるため、定期的な落ち葉除去が適切であると判断いたしました。</p> <p>今後は、巡視業務や定期清掃業務により園路の状況を把握し、危険がある部分については早めに落ち葉処理を行うなどの安全確保に努めてまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (4) 芝生公園 ② 遊具】</p> <p>芝生公園内にある健康器具（足ふみ）については、雑草処理後も、遊具があることに気がつきにくい状態となっており、利用されていないのではないかと危惧されるところである。</p> <p>遊具が見える状態にして利用を促すか、不要と判断し撤去するなど、状況に応じた措置が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 139 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>除草を丁寧に実施することで、遊具の存在についても十分確認できることから、除草業務受託者に対して指導してまいります。</p> <p>なお、令和6年度遊戯施設点検においても「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検を継続し、異常が発見された場合は直ちに使用禁止措置を講じるとともに修繕又は撤去を実施します。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (5) 看板等】</p> <p>芝生公園内の看板は、雑草だらけで近づきにくい状態であった。また、剥がれや劣化があり、何の案内なのか、わからないものもあった。</p> <p>この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 140 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>巡視により看板の状況を調査し、劣化の激しい看板のうち不要なものは撤去し、引き続いて掲示の必要があるものは更新しました。</p> <p>今後も、日々の巡視点検等により早期発見に努めてまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (6) ベンチ】</p> <p>四ツ池公園内には、劣化しているベンチが散見された。また、利用しにくい場所に設置されているテーブルとベンチもあった。</p> <p>ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 141 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>破損ベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ修繕を実施しました。</p> <p>今後は、ベンチの劣化状況を日常的に確認しながら、破損が見られた時点で速やかに使用禁止措置を講じるとともに、公園全体のベンチ配置等を考慮しながら、利用頻度が低いと思われるものは撤去を基本とし、撤去後に利用者等からの要望の強いものについては再設置を行うなど、利用状況を鑑みる中での全体的なベンチの適正化を図ります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 8 和地山公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項があるもの) ① ブランコ2連】</p> <p>この遊具は、点検業者が「支柱部腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 145 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 8 和地山公園 (4) 遊具広場のコンクリート】</p> <p>現地を視察すると、遊具広場の足下にあるコンクリートは、子どもにとって危険ではないかと思われた。</p> <p>ここは子どもの使用が想定される遊具広場であり、付き添いの高齢者等も含め、段差による転倒事故等を未然に防ぐため、市から指定管理者への適切な指示、両者による協議等を実施し、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 146 頁・担当課: 公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	指定管理者において、注意看板を設置したことを確認しました。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 9 花川運動公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項があるもの) ① その他遊具丸太トンネル】</p> <p>この遊具は、点検業者が「支柱部腐朽 床部破損 修繕が必要」と判断しているものである。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 152 頁・担当課: 公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 9 花川運動公園 (2) 遊具 (「使用可」だが特記事項があるもの) ②スプリング遊具 (4件)】</p> <p>これらの遊具は、点検業者が「スプリング部腐食 修繕が必要」と判断しているものである。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 154 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>スプリング遊具は破断の予測が困難なため、令和9年度までに市内全てのスプリング遊具を、点検により劣化状況の判断が可能なロッキング遊具に更新します。</p> <p>更新にあたっては、撤去も含めて検討することで、遊具数の適正化を図ります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 9 花川運動公園 (3) グラウンドゴルフ場 ① ビニールシート】</p> <p>グラウンドゴルフ場の脇に、青いビニールシートに覆われ、雑草が生えた物体が見られた。公園管理事務所に確認したところ、「グラウンドゴルフをメイン活動とする地元公園愛護会が、グラウンド凹部への補充用に置いているサバ土である。現地確認のうえ管理の徹底を要請する」との回答を得た。</p> <p>ビニールシートを突き破って雑草が生えていることからすると、この土は、一定期間使用されていないことが窺える。グラウンドゴルフ以外の公園利用者にも快適な利用環境を確保するため、適切な管理を指導すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 154 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>指定管理者と調整し、ブルーシートを新しいものに更新しました。</p> <p>また、グラウンドゴルフ利用者に対し、適切に管理するよう指導しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 9 花川運動公園 (3) グラウンドゴルフ場 ② 安全性調査の実施】</p> <p>愛知県ではグラウンドゴルフ場においても釘が発見されている。公園利用者の怪我を防止し、安全を確保するため、浜松市でも、グラウンド内の釘の有無について調査する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 154 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>巡視において現地を調査し、釘等危険物の埋設が無いことを確認しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 9 花川運動公園 (5) 不明瞭な看板】</p> <p>園路の脇に不明瞭な看板が設置されていた。</p> <p>この看板は、テニスコートや駐車場といった通常使用されている場所とは異なり、園路の脇に設置されていた。</p> <p>この状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。また、明確な使用目的がない場合には撤去すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 155 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>巡視により、劣化の著しい看板については更新するとともに、不要と判断できたものは撤去いたしました。</p> <p>引き続き巡視点検により劣化の早期発見に努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 11 芳川公園 (2) 看板】</p> <p>公園内の看板で、剥がれて内容が読めないものがあった。</p> <p>この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるように、業務の改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 164 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>巡視により、劣化の著しい看板については更新するとともに、不要と判断できたものは撤去いたしました。</p> <p>引き続き巡視点検により劣化の早期発見に努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 11 芳川公園 (3) 木製ベンチ】</p> <p>芳川公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。</p> <p>ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 165 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>現状を確認し、破損の見られたベンチについては使用禁止措置を講じた後、修繕を実施しました。</p> <p>また、周辺のベンチ設置状況を確認し、不要と判断できたものは撤去しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 11 芳川公園 (4) ソフトボール場 ② 安全性調査の実施】</p> <p>愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。</p> <p>公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市においても、グラウンド内の釘等の有無について、調査を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 167 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>巡視業務にあわせて、ベースの設置位置とその周囲について点検を実施し、釘等の目印が無いことを確認しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (1) 遊具(使用不可となっているもの) ⑨ スプリング遊具】</p> <p>緊急性は低いとはいえ、この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。</p> <p>硬い設置面について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 173 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>遊具周囲がインターロッキング舗装されており、接地面の改善が困難であることや、利用状況等を考慮し、当該遊具は撤去しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ① ロッキング遊具ラッコ】</p> <p>この遊具は、点検業者が「上物部破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 174 頁・担当課: 公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ② 砂場】</p> <p>この砂場には、草が生い茂っており、よく見ないと砂場であることすら気付かないような状態であった。公園管理事務所に問い合わせたところ、「砂場としての利用状況(市民からの意見等を含めて)を鑑みて対応を検討する。現状では滑り台の安全領域と重なるため、抜本的な対策検討(砂場の移設等)も必要」と回答があった。</p> <p>今後の対応については、市の回答通りに進めていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 175 頁・担当課: 公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>滑り台の安全領域に重ならない範囲において、除草、耕運を実施し、砂場として使用可能な状態にしました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ③ 2人用ぶらんこ】</p> <p>この遊具は、点検業者が「吊り金具破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると、「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 176 頁・担当課: 公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ④ 4人用ぶらんこ】</p> <p>これらの遊具は、点検業者が「破損 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 176 頁・担当課: 公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (3) その他(看板、ベンチ、トイレ等) ⑤ ベンチ、テーブル、イス】</p> <p>富塚公園内には、破損したベンチや劣化したベンチが多数あり、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。</p> <p>ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 179 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>破損ベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ修繕を実施しました。</p> <p>今後は、ベンチの劣化状況を日常的に確認しながら、破損が見られた時点で速やかに使用禁止措置を講じるとともに、公園全体のベンチ配置等を考慮しながら、利用頻度が低いと思われるものは撤去を基本とし、撤去後に利用者等からの要望の強いものについては再設置を行うなど、利用状況を鑑みる中での全体的なベンチの適正化を図ります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 13 香公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ① 健康器具 背伸ばしベンチa ② 健康器具 腹筋ベンチ】</p> <p>これらの遊具は、点検業者が「化粧材部・腐朽」または「化粧材部・破損」により「修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 186 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 13 香公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ③ その他遊具 ロープ登り】</p> <p>この遊具については、他の遊具と異なり、点検業者が「修繕が必要」と結論づけているのではなく、「撤去更新を提案」している。この結論からすると、すでに修繕や補修では対応が困難な状態にあると考えられる。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施するとともに、撤去・更新計画の策定についても検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 187 頁・担当課: 公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 13 香公園 (2) 遊具(「使用可」だが特記事項の記載があるもの) ④ その他遊具 つり橋 ⑤ その他遊具 切り株渡り】</p> <p>これらの遊具は、点検業者が「腐朽 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 187 頁・担当課: 公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 13 香公園 (3) ベンチ】</p> <p>公園内には、古くて汚れが目立つベンチが2脚あった。</p> <p>ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数についても検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 188 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>破損ベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ修繕を実施しました。</p> <p>今後は、ベンチの劣化状況を日常的に確認しながら、破損が見られた時点で速やかに使用禁止措置を講じるとともに、公園全体のベンチ配置等を考慮しながら、利用頻度が低いと思われるものは撤去を基本とし、撤去後に利用者等からの要望の強いものについては再設置を行うなど、利用状況を鑑みる中での全体的なベンチの適正化を図ります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 14 半田公園 (2) 看板等】</p> <p>看板の張り紙が剥がれており、内容が読めなくなっていたものが複数あった。</p> <p>これらの看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 193 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>巡視により、劣化の著しい看板については更新するとともに、不要と判断できたものは撤去いたしました。</p> <p>引き続き巡視点検により劣化の早期発見に努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 16 瞳ヶ丘西公園 (1) 遊具 ③ ぶらんこ】</p> <p>点検業者の調査結果には「一部使用禁止中」とあるが、現地視察時は使用禁止にはなっていなかった。</p> <p>また、「湧き水、陥没の恐れあり」の記載もあり、監査当日も、ぶらんこ付近は水たまりになっており、近くのベンチの足元まで水たまりが広がっていた。ベンチの脇には、水たまり注意の看板もあり、ベンチの使用にも支障がありそうな状況である。さらに、ぶらんこ着地箇所には、大きな石があり、危険と思われた。</p> <p>市の判断は「遊具の安全面では支障がない」とのことであったが、点検業者は「陥没の恐れあり」と指摘している。安全・安心・快適の観点からは、早期の対応が必要である。</p> <p>また、大きな石については置かれた経緯は不明であるが、事故につながりかねないので、日常点検等により、早期に対応することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 201 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>当該遊具については使用禁止措置を講じた後、湧水が収まっていることから使用を再開しました。</p> <p>園内での移設も検討しましたが、適地の確保が難しいことから、今後も日常点検を継続し、湧水や地盤の変状が確認された場合は一時的措置を含め使用禁止措置を講じます。</p> <p>大きな石については撤去済みです。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 17 西岸もくせい公園 (1) 遊具 ③ 砂場】</p> <p>この公園内には、他に砂場と思われるものが見当たらず、すべり台下が砂場と思われるが、ここは雑草が生い茂っており、砂場としては機能していない。</p> <p>現地視察時が真夏であり、他の時期であれば、雑草の状態も異なったのかもしれないが、この砂場は雑草が生い茂っている状態となっていた。砂場としての利用状況を鑑みてとのことであるが、そもそも砂場としては、すでに利用のしようがない状態である。</p> <p>砂場の移設など、抜本的な対策の検討も必要ではあるが、砂場として利用可能な状態が保てるよう、管理運営する方法についても検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 204 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>滑り台との安全領域が重なっており、状況から使用頻度も低いと判断できたことから、砂場を撤去しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 17 西岸もくせい公園 (1) 遊具 ④ ぶらんこ (4人用)】</p> <p>ぶらんこの支柱について、基礎が露出しているように見える。</p> <p>ぶらんこの支柱のコンクリートが剥き出しになっている部分については、国土交通省の指針に従い、応急的な措置により露出部分をカバーするなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 205 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 18 ながどおり公園 (2) 看板】</p> <p>トイレに看板があるが、内容が読み取りにくい状態であった。</p> <p>この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう業務の改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 207 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>現状を確認した結果、不要と判断できたため撤去しました。</p> <p>引き続き巡視点検により劣化の早期発見に努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 19 天竜川緑地 (4) 看板の劣化】</p> <p>天竜川緑地を視察したところ、増水時には水につかる立地条件等もあって、看板の劣化が見受けられた。</p> <p>この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 211 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>巡視により、劣化の著しい看板については更新するとともに、不要と判断できたものは撤去いたしました。</p> <p>引き続き巡視点検により劣化の早期発見に努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 19 天竜川緑地 (5) ベンチの破損と劣化】</p> <p>現地を視察したところ、増水時には水につかる立地条件等もあって、ベンチの破損や劣化が見受けられた。</p> <p>ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施するとともに、公園の利用者数に応じた適正なベンチの数や、ベンチの材質についても検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 212 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>現状を確認し、破損の見られたベンチについては使用禁止措置を講じた後、修繕を実施しました。</p> <p>また、周辺のベンチ設置状況を確認し、不要と判断できたものは撤去しました。</p> <p>ベンチの材質については、破損時の補修容易性を考慮した結果、木製が最適と判断いたしました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 20 三方原防風林緑地 (1) 遊具 ⑨ 2連 滑り台】</p> <p>この2連滑り台は、点検業者の調査結果には特記事項の記載はなかったが、現地調査において、滑り台の降り口などに基礎露出が見受けられた。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は、日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 218 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 20 三方原防風林緑地 (1) 遊具 ⑩ 4人用ブランコ】</p> <p>この遊具は、点検業者が「吊り金具腐食 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 219 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 20 三方原防風林緑地 (2) ベンチ】</p> <p>雑草が伸びているベンチ、座るとぐらつくベンチが見受けられた。</p> <p>周囲に雑草が伸びているベンチや、劣化したベンチは、公園利用者がベンチを利用したくても利用できない状態になっている。</p> <p>ベンチの状態に合わせて、使用禁止、補修といった措置を速やかに実施することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 220 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	破損ベンチについては、直ちに使用禁止措置を講じ修繕を実施するなど、公園利用者が利用可能な状態としました。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 20 三方原防風林緑地 (3) 看板】</p> <p>公園内には、剥がれていて内容が読めない看板があった。</p> <p>この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 220 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>巡視により、劣化の著しい看板については更新するとともに、不要と判断できたものは撤去いたしました。</p> <p>引き続き巡視点検により劣化の早期発見に努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 21 有玉緑地 (1) 遊具 ③ 4人用ブランコ】</p> <p>点検業者の調査結果に記載されているように、このブランコには、着座部の腐朽が見られた。</p> <p>緊急性は低いとはいえ、この遊具は、点検業者が「着座部腐朽 修繕が必要」と判断しているものである。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 224 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 21 有玉緑地 (4) 看板】</p> <p>緑地内に、剥がれていて、内容が不明瞭な看板があった。</p> <p>この看板の状態では、公園利用者には記載内容が理解できず、看板設置の目的が十分に達成できない。この看板が案内看板なのか、注意看板なのかを確認したうえで、状況に応じた措置を実施する必要がある。</p> <p>また、本来であれば、看板が劣化するまで放置されることなく、それ以前の段階で必要な措置が講じられるべきである。市職員や委託業者の巡視により、看板の劣化などを早期に発見し、迅速に対応できるよう、業務の改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 226 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>当該看板については今後も掲示していく必要があると判断したうえで、劣化が著しかったため更新しました。</p> <p>引き続き、巡視点検により劣化の早期発見に努めます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 21 有玉緑地 (5) ソフトボール場】</p> <p>令和5年4月に愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていたことが、同年8月に報道されている。</p> <p>西尾市の事故は、グラウンドの使用により、埋まっていた釘が露出したことによるものとされている。愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。</p> <p>公園利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、有玉緑地のソフトボール場においても、目印と思われるものを掘り起こして確認するなどの調査を実施し、危険なものは撤去する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 226 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>巡視業務にあわせて、ベースの設置位置とその周囲について点検を実施し、釘等の目印が無いことを確認しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 22 ゆたか緑地 (2) その他遊具 ①② 健康器具】</p> <p>健康器具には、留め金部分の木が割れている箇所が見受けられた。点検業者は「修繕が必要」としているが、市は「直ちに補修が必要なほどの緊急性は低いと判断」し、どちらの遊具も修繕等の措置は実施していない。</p> <p>これらの遊具は、点検業者が「構造部腐朽 修繕が必要」と結論づけていることからすると「緊急性は低い」とはいえ、近い将来、修繕が必要となることが予想される。</p> <p>事故の発生を未然に防ぐため、市は日常点検や定期点検による安全点検を確実に実施し、適切な時期に適切な措置を講ずることにより、安全性の確保に努めることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 229 頁・担当課：公園管理事務所)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>当該遊具は、長寿命化計画において補修・更新予定としていましたが、都市公園の適正な維持管理に係る直近の重点課題は、ハザード3と判定された遊具の解消であるため、令和9年度まではそれらの遊具への対策を優先することとしました。</p> <p>また、令和6年度の施設点検でも「使用可」と判定されていることから、今後も日常点検、定期点検を継続しつつ使用することとし、万が一、異常を発見した場合には、速やかに使用禁止措置を講じます。</p> <p>ハザード3と判定された遊具が解消された際は、長寿命化計画の内容を改めて整理し、当該遊具についても、計画に基づき適切な対策を実施してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (1) 保管状況 ① ペットボトルによる保管】</p> <p>視察した小中学校の理科準備室において、ペットボトルの上部を切り落としたものを容器として、二酸化マンガンを保管している学校があった。また、ベネジクト液、BTB溶液をペットボトルで保管している学校もあった。</p> <p>薬品管理マニュアルでは、ペットボトルの使用を厳禁と定めている。事故防止のため、保管容器を改める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 38 頁・担当課：教育センター）</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、飲食用容器で理科薬品を保管していないかの確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p>全校から点検済みのチェックリストを回収した結果、飲食用容器で理科薬品を保管していないことを確認しました。</p> <p>令和7年度以降、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施します。また、当面の間は、飲食用容器で理科薬品を保管していないことを理科準備室で確認します。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (1) 保管状況 ② 爆発物の原料となり得る薬品等】</p> <p>使用予定がないにもかかわらず、爆発物の原料となり得る化学物質に該当する薬品、危険薬品を保有している学校があった。</p> <p>薬品管理マニュアルに記載のとおり、爆発物の原料となり得る薬品等については、できる限り保有量を必要最小限にとどめ、使用する予定のないものは、計画的に廃棄することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 39 頁・担当課：教育センター)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、使用予定のない薬品を保有していないかの確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p>全校から点検済みのチェックリストを回収し、使用予定の無い薬品については、令和7年度中に教育総務課が実施する不要薬品調査において報告し、廃棄する予定であることを確認しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施し、使用予定のない薬品の保有状況を確認します。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (1) 保管状況 ③ 毒物・劇物の保管】</p> <p>視察した小中学校の理科準備室において、毒物・劇物の容器に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示がない学校があった。</p> <p>薬品管理マニュアルに即した取扱いではないため、改善が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 40 頁・担当課: 教育センター)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、毒物及び劇物取締法にある危険薬品の保管庫及び保管容器に、法令で義務付けられている表示がされているかの確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p>全校から点検済みのチェックリストを回収し、毒物及び劇物取締法にある危険薬品の保管庫及び保管容器に、法令で義務付けられている表示を行ったことを確認しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施します。また、当面の間は、毒物及び劇物取締法にある危険薬品の保管が適切に行われていることを理科準備室で確認します。</p>

指摘事項	
<p data-bbox="207 210 1439 291">【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (1) 保管状況 ④ 薬品名の表記】</p> <p data-bbox="165 309 1436 434">理科準備室を視察した小中学校9校のうち5校は、薬品に薬品No.の表示がなかった。また、薬品容器に貼ってあるラベルが経年劣化ではがれており、薬品名が読み取れなくなっているものも見受けられた。</p> <p data-bbox="165 452 1436 533">薬品管理マニュアルにしたがい、薬品名と「薬品管理・使用簿」と一致したNo.を適切に表記する必要がある。</p> <p data-bbox="979 546 1445 577" style="text-align: right;">(掲載 40 頁・担当課: 教育センター)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p data-bbox="351 649 1461 730">各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p data-bbox="351 748 1461 873">そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、薬品管理状況総点検を行うためのチェックリストを作成し、薬品保管容器への薬品 No. と薬品名の表示の確認を令和7年2月17日付け文書で市立全小中学校宛てに依頼しました。</p> <p data-bbox="351 891 1461 972">全校から点検済みのチェックリストを回収し、薬品保管容器に、薬品名と薬品 No. の表示が確実に行われていることを確認しました。</p> <p data-bbox="351 990 1461 1115">令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施します。また、当面の間は、薬品保管容器への薬品 No. 及び薬品名のラベル表示が適切に行われていることを理科準備室で確認します。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (2) 薬品管理・使用簿 ② 薬品管理・使用簿の点検】</p> <p>薬品管理マニュアルでは、「理科主任は、1か月に1回は「薬品管理・使用簿」の点検を行い、薬品が適正に使用されているか確認を行う。」と定めている。</p> <p>理科主任へ実施状況について確認したところ、1か月に1回点検を行うことを認識していない学校もあった。薬品管理マニュアルの記載内容の理解とマニュアルに則った処理が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 42 頁・担当課: 教育センター)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。</p> <p>そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿の様式も改訂し、これまで項目が無かった理科主任による1か月に1回の点検記録欄を新たに設けることで、学校が確実に認識し薬品管理を徹底する体制を整えました。</p> <p>この新様式で令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて記載方法の教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。</p> <p>令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、各学校が保有薬品の定期点検を確実に実施、記録しているかを確認します。</p>

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (2) 薬品管理・使用簿 ③ ペン書きによる記載と修正箇所の押印】

薬品管理マニュアルでは、薬品管理・使用簿の記載方法について「記載はペン書きとする（鉛筆不可）。修正する場合は、当該箇所に押印する。」と定めている。

薬品管理・使用簿の記載状況を確認したところ、鉛筆での記載事例や、二重線または修正テープによる訂正が行われてはいるものの、修正箇所への押印がない事例が多く多くの学校で見受けられた。

薬品管理・使用簿の記載方法については、薬品管理マニュアルにしたがい、ペン書きでの記載、修正箇所の押印を徹底する必要がある。

(掲載 42 頁・担当課：教育センター)

講じた措置

令和6年度

各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。

そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿の様式も改訂し、記載方法について詳細を示しました。

この新マニュアルで令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。

令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、ペン書きや修正箇所への押印が確実に行われているかを確認します。

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (2) 薬品管理・使用簿 ④ 薬品管理・使用簿の記載漏れ】

薬品管理マニュアルでは、薬品管理・使用簿の記載方法について「使用者は、「薬品管理・使用簿」に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者、残量を、使用のたびに記載する。」と定めている。

薬品管理・使用簿の記載状況について確認したところ、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者の記載のないものが多く見受けられた。

薬品管理マニュアルに即した取扱いではないため、改善が必要である。

(掲載 42 頁・担当課: 教育センター)

講じた措置

令和6年度

各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、早急に薬品の管理状況を確認する必要があります。

そこで、令和7年2月の薬品管理マニュアル改訂に合わせて、理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿の様式も改訂し、記載方法について詳細を示しました。

この新マニュアルで令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。

令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、関係書類に未記入が無いか確認します。

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (2) 薬品管理・使用簿 ⑥ 薬品管理・使用簿の原本保存】

薬品管理・使用簿の原本が保存されていない学校があった。

令和5年度の薬品管理・使用簿は、前年度（令和5年2月）に表計算ソフトで作成したものに、手書きで記録を続ける形で使用されており、令和5年度末（令和6年3月末）の時点では、それが薬品管理・使用簿の原本となっている。

しかし、令和6年度は、令和5年度の原本に引き続き記載する形で記録を行っているため、結果として、令和5年度の薬品管理・使用簿の原本が保存されていない状況である。

このような方法で薬品管理・使用簿を作成している場合は、いったん3月31日を締め日として区切ることにより、年度末時点の記録を薬品管理・使用簿の原本として保存しておく必要がある。

（掲載43頁・担当課：教育センター）

講じた措置

令和6年度

各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、令和7年2月に薬品管理マニュアルを改訂し、理科薬品管理簿は毎年度新しいものを作成し、年度末に現有量を記載して5年間保管するよう、運用を改めました。

この新マニュアルで令和7年度から運用するよう、令和7年2月17日付文書にて教職員への周知を各学校長へ指示するとともに、薬品管理マニュアルの内容を周知する一助として説明動画を作成し、視聴を促しました。

令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況を点検し、原本保存が確実に行われているかを確認します。

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 1 薬品管理 (3) 薬品管理全般】

薬品の管理については、監査委員による監査の結果に基づく意見（令和5年2月15日）においても、適正な管理を求めているところである。

監査人が現場視察を行った時期は、監査事務局の意見公表から約1年半が経過した頃であり、その間、指導課ではさまざまな取り組みを実施してきたものの、学校で適正な薬品管理が行われているとは言えない状況であった。

現在の所管課である教育センターは、実際に小中学校での管理状況を視察する、あるいは、チェックリストを作成して小中学校による記入結果を確認するなどの方法により、現場で適切な運用が行われているかどうかを調査する必要がある。そして、管理が不十分な項目については、内容周知のための研修を行うなど、現場での管理が適切に行われるよう管理監督に努めるべきである。

(掲載 45 頁・担当課：教育センター)

講じた措置

令和6年度

令和4年度の定期監査(学校監査)にて、学校の薬品管理が適正に行われていないことの指摘を受けたことにより、薬品管理マニュアルを現行の学習指導要領に則った内容に改訂し、各学校へ文書により通知しましたが、今回の包括外部監査でも、同様の指摘を受けました。

各学校で法令を遵守した薬品管理を行い、子供の安全を守るという教職員の意識を向上させるため、これまでの学校への文書通知による周知に加え、薬品管理マニュアルの説明動画の配信や、学校訪問時における教職員への直接的な周知を行うこととしました。

令和7年度以降は、学校訪問時に新様式の理科薬品管理簿及び理科薬品使用簿で薬品管理状況の点検を実施します。また、当面の間は、薬品の管理状況等について、薬品管理マニュアルで定められていることが遵守されているか理科準備室で確認します。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 2 備品管理 (1) 未使用の備品】</p> <p>未使用の備品の中には、年1回の棚卸時に現品と台帳の一致を確認する作業のためだけに存在しているような備品もあると考えられる。</p> <p>各学校では、棚卸などの機会を利用し、未使用の備品の把握と使用状況の確認を行い、今後の使用見込みがないものは、管理コスト削減の観点から、廃棄処理の必要性について検討する必要がある。</p> <p>また、「事務の手引き」には、「不用物品がある場合は、速やかに保管転換又は廃棄処理をしてください。」「不用物品をそのまま放置することがないようにしてください。」と記載がある。不用物品については、監査対象とした9校以外の小中学校においても、事務の手引きに則った処理が行われるよう、教育施設課からの指示を徹底すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 48 頁・担当課：教育総務課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>市立小中学校の全校へ、耐用年数や使用の有無を確認し、不用物品がある場合は、速やかに保管転換や廃棄など適切な処理を行うよう周知しました。</p> <p>今後も、毎年の備品調査時期に同様の通知をし、適切な処理を行うよう周知してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 2 備品管理 (2) 備品登録】</p> <p>カラー綱引きロープの単価は1,632円であるが、数量は50mとなっている。綱引きロープは1本として使用することから、ロープ1本の評価額は81,600円である。このロープは、寄附評価額が単品(1個または1組)で2万円以上の備品となるため、備品登録が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 49 頁・担当課：教育総務課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>対象の物品について、備品登録の手続きを行いました。</p> <p>また、同様の物品について、備品システムへ登録する際、単価ではなく単品(1個または1組)での金額で判断するよう市立小中学校の全校へ周知しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 2 備品管理 (3) 寄附採納手続】</p> <p>視察した音楽室に多数の琴が置かれていた学校があったため、備品台帳と照合したところ、これらの琴は備品台帳には載っていなかった。</p> <p>担当者によれば、地元にある琴教室の先生が引退し、令和5年12月に琴16面の寄附があったが、寄附受入手続をしていないとのことであった。</p> <p>事務の手引きでは、「学校に対する寄附は、金額の多寡に関わらず採納手続が必要」と定めている。寄附採納手続を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 50 頁・担当課: 教育総務課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>対象の物品について、寄付採納の手続きを行いました。</p> <p>また、事務の手引きに基づいた寄附採納手続の確認・実施について、市立小中学校の全校へ周知しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 3 預金通帳の保管場所】</p> <p>預金通帳の保管場所は、通帳以外の日用品等も置いてあり、職員室の窓際もキャビネット付近もどちらも雑然とした状況である。</p> <p>キャビネットには鍵が付いており、施錠できる状態とはなっているが、預金通帳以外のものも多く置かれており、通帳利用者以外の者がアクセスしやすい環境となっている。</p> <p>セキュリティの観点からは、こうした場所に現金や預金通帳を保管するのは問題があると考えられる。安全面を重視し、保管場所を金庫等へ変更する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 51 頁・担当課: 教育総務課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>指摘事項等の内容や対応について市立小中学校の全校へ通知しました。</p> <p>毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は預金通帳の保管場所についても項目に加えて確認していきます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 4 金庫の管理方法 (1) 開錠方法の更新】</p> <p>金庫の鍵の開錠方法について確認したところ、テンキー式のナンバーなどを長年更新していない学校（最終更新日が不明の学校も含む）があった。</p> <p>更新がないと、担当者の異動や交代等により、開錠方法を知っている者が次第に増えていく状況になってしまう。セキュリティの観点から、定期的に更新する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 52 頁・担当課：教育総務課）</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>指摘事項等の内容と、対応について市立小中学校の全校へ通知しました。</p> <p>毎年度、学校監査に合わせ「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しているため、来年度以降は開錠方法の更新についても項目に加え確認していきます。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 6 学校徴収金 (1) 公費で負担すべき支出】</p> <p>往査の対象とした学校の中に、学年費からインクトナー代を支出していた学校があった。</p> <p>令達予算（公費）の年度支出執行の締め切りに間に合わなかったため、学年費（私費）から支出したとのことである。</p> <p>インクトナー代は、児童生徒に直接還元される経費ではなく、教育活動のために学校が必要とする消耗品費であるため、保護者の負担ではなく、公費で負担する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 53 頁・担当課：教育総務課）</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>市立小中学校の全校へ指摘事項等の内容を周知し、公費（令達予算）から支出する費用と私費（学年費等）から支出する費用について改めて確認のうえ、適切な執行を行うよう注意を促しました。</p> <p>また、毎年度、学校監査に合わせて「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」により管理状況を確認しており、来年度以降は私費会計からの適切な執行についても項目に加えて確認していきます。</p>

指摘事項**【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 9 教員・事務職員の職務専念義務の免除】**

監査人のヒアリングにおいて、教職員の職務専念義務の免除について、教育委員会の承認を得ていないと回答した学校があり、中には、手続が必要となることを理解していないと思われる担当者もいた。

教職員の職務専念義務の免除については、法令規則等に準拠した処理が必要である。免除の手続について、担当者の理解が不足していることも考えられるため、教職員課から事務職員等への周知を徹底する必要がある。

(掲載 58 頁・担当課：教職員課)

講じた措置

令和7年度

令和7年4月28日に各小中学校長及び市立高等学校長宛てに通知を發出し、職務専念義務の免除について、浜松市教育委員会専決規程で定める小中学校長の専決事項と高等学校長専決事項の一覧を周知しました。また、校長専決以外の事項については教育委員会の承認が必要となる旨も、当該通知で周知しました。

なお、当面の間、地区担当者が毎年実施している学校訪問の際に、学校長、教頭及び事務職員へのヒアリング、また、校長専決事項については書面により適正な事務手続きが行われているか確認することとしました。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 I 小中学校 10 学校施設の貸し出し (1) 体育施設】</p> <p>小中学校の体育施設の貸し出しについて、学校ごとのルールに基づき、施設運営利用委員会によって実際にどのように運用されているかの実態を、市が把握しているとは言えない状況である。</p> <p>「浜松市立小中学校施設に係る審査基準及び処分基準」によれば、施設運営利用委員会に管理運営を委託しているのは教育委員会である。施設利用運営委員会の運用状況について、教育委員会は委託者としての管理責任を負っており、教育委員会の事務の補助執行を行っているスポーツ振興課にも管理責任があるはずである。</p> <p>関係各課は、各学校における実態の把握に努め、委託者としての管理責任を果たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 63 頁・担当課:スポーツ振興課)</p>	
講じた措置	
令和6年度	<p>市から各学校の施設運営利用委員会への管理運営の業務委託については、令和5年度で終了し、令和6年度から小中学校の体育施設専用の予約システムにより、市が直接許可をしています。</p> <p>施設利用許可については、基本的に先着順で申請を受け付けていますが、地域スポーツの拠点として地域の意見を考慮した利活用を進める観点から、一部施設においては引き続き施設利用運営委員会の意見を踏まえた中で利用を許可することとしております。</p> <p>なお、小中学校の体育施設の貸し出しについては、浜松市スポーツ・文化施設予約システム「まつぼっくり」への令和9年度以降の統合を目指しており、その際は、すべての学校施設において統一したルールに基づいた運用とするよう見直しを図ってまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 1 通帳・印鑑等の管理方法】</p> <p>現状の管理方法では、通帳と印鑑の管理責任者が同一となっている。また、金庫の鍵の保管、鍵の開閉等について、明文化されたルールはなく、慣習的な運用となっている。</p> <p>これまで特に問題が起きていたわけではないではないが、市立高校が多額の資金を有し、入出金の処理をしている現状を考慮すると、預金に関連する不正リスクに対しては、厳重な管理が必要と考える。</p> <p>現行の運用方法に問題がないか、今一度見直しを行い、管理責任者の明確化、管理責任者が不在の場合の運用方法などについて、ルールを明文化しておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 69 頁・担当課:市立高等学校)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>学校で保管している校納金等の預貯金通帳は、キャッシュカードを作成しておりません。そのため、出金時には、出金伝票に銀行印の押印が必要です。</p> <p>不正リスクを回避するため、銀行印と通帳を別々の金庫に保管するとともに、その鍵の管理にあつては校長と事務長がそれぞれあたることにいたしました。また、管理者が不在の場合は、次席の役職にある職員が取り扱うようルール化いたしました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 2 備品管理 (2) コンピューター】</p> <p>使用見込みのないパソコンについては、データの消去など、所要の手続きを行い、早急に処分することで、管理の手間を軽減するとともに、データ流出のリスクをなくしておくことが必要である。</p> <p>これらのパソコンは、必要端末の精査を行い、予算を確保したうえで廃棄処分の手続きを進めていく予定であるとのことであった。</p> <p>現状の保有はやむを得ないが、使用見込みの判定と廃棄を可能な限り早期に行うためにも、備品の棚卸時には、数量の確認のみならず、使用状況の確認についても併せて行うことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 72 頁・担当課:市立高等学校)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>現在、令和7年8月末に実施する備品調査に併せて、使用見込みのないコンピューターの確認を行っているところです。その結果、使用見込みがないものを把握した場合は、そのデータの消去を含め、廃棄するための予算措置を行い、令和8年度中に確実に廃棄処理を実施いたします。</p> <p>なお、今後もコンピューターを適切に管理するため、使用の有無について定期的に確認し、使用していないものは廃棄等を行い、管理に係る負担軽減とデータ流出による情報漏洩等のリスクの削減に努めてまいります。</p>

指摘事項**【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 4 公有財産台帳 (1) 公有財産台帳への入力】**

浜松市公有財産管理規則と浜松市立高等学校管理規則では、財産の取得があれば、直ちに公有財産管理台帳に入力することを定めているが、市立高校では、年度末に一括入力しており、その都度の入力は行われていない。

監査日（令和6年12月9日）時点で、担当者に確認したところ、今年度も未入力であった。

浜松市公有財産管理規則と浜松市立高等学校管理規則に違反している状態のため、規則に則った処理が必要である。

(掲載 74 頁・担当課:市立高等学校)

講じた措置**令和7年度**

令和6年度にあった財産の取得等については、年度末までに公有財産管理台帳への入力作業が完了していることを確認しました。

令和7年度からは、浜松市公有財産管理規則及び浜松市立高等学校管理規則に基づき、財産の取得等があった場合は、直ちに公有財産管理台帳へ入力を行うとともに、管理職が年3回（7・11・3月）入力状況を確認するなど、適正な事務処理を実施いたします。

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 4 公有財産台帳 (2) 資産更新時の重複計上】

平成4年度に取得した建物について、公有財産台帳上は、建物附属設備等を区分しておらず、一括して計上している。この公有財産台帳の情報を使用して減価償却費を算定すると、耐用年数の異なる資産を一括して償却することとなり、市の貸借対照表価額が正しいものとはならない。

また、修繕などにより設備の取替が行われた場合、新たな資産の計上は行われているが、旧資産の除却処理は行われていない。そのため、当該資産は、新旧資産が重複計上されている状況となっている。

ここでは、市立高校の事例を取り上げ、会計上の問題点を述べている。この点について、総務省は、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において、建物本体と附属設備を分け、取替を行う単位で固定資産台帳に記載することを求めている。しかし、浜松市では、平成27年のマニュアル公表後、現在に至るまで、市立高校の記載例と同じ処理が行われている。市が貸借対照表を作成し、市民に公表している以上、総務省のマニュアル・手引きに基づいた処理が必要である。

(掲載 75 頁・担当課:アセットマネジメント推進課)

講じた措置

令和6年度

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」においては、原則は建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとなっていますが、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なし建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができるとされています。ただし、その場合であっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれるとされています。

本市においては、公会計制度が開始される前の建物については、建物本体と附属設備の分割発注等をしていないこと、当時の詳細な資料が必ずしも保管されているわけではないことから、建物本体と附属設備の内訳を算定することができない状況です。そのため、公会計制度が開始される前の建物は、建物本体と附属設備を一体とみなして登録しており、それ以降の新規登録分については、耐用年数ごとに分割して登録することで同手引きに則った対応をしています。

なお、耐用年数経過前に設備更新を行う場合は、旧資産について財産処分(除却)を行うようマニュアルを変更しました。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 4 公有財産台帳 (3) 資産計上の金額】</p> <p>市立高校では、「資本的支出と修繕費の判断基準」(財政課作成)にしたがい、アセットマネジメント推進課に確認をとりながら、資産の登録を行っているとのことである。しかし、基準を満たしていないにもかかわらず、資産登録されているものがあった。</p> <p>浜松市の求めるべき資産計上とはならない可能性があるため、判断基準にしたがった処理が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 76 頁・担当課:市立高等学校)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>財政課が作成した「資産的支出と修繕費の判断基準」について、課内の関係する職員で理解を深めるため、研修を開催するとともに、課員にも朝礼時に周知いたしました。課内で共通理解を図るとともに、疑義が生じた場合は速やかに関係課へ確認することを徹底し、適正な事務処理を実施いたします。</p> <p>なお、指摘された「プール棟東側植栽帯修理」については、資産登録から削除いたします。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 4 公有財産台帳 (4) 取得価格の記載】</p> <p>過去の事象ではあるが、取得価格の記載についても、浜松市公有財産管理規則や関連マニュアルに基づいた適切な運用が行われていない事例が見受けられた。市立高校では、公有財産台帳の記載に対する理解が十分ではないようである。</p> <p>公有財産台帳は、浜松市が正確な貸借対照表を作成するための基礎となる重要な情報である。今後は、台帳記載に対する理解を深めるとともに、規則やマニュアルに基づいた適切な処理が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 77 頁・担当課:市立高等学校)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>公有財産台帳の記載に対して、課内の関係する職員で理解を深めるため、研修を開催するとともに、朝礼時に課員に周知いたしました。課内で共通理解を図り、適正な事務処理を実施いたします。</p> <p>なお、指摘された3件については、公有財産台帳を修正いたします。</p>

指摘事項	
<p data-bbox="209 212 1410 293">【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 10 事務職員の職務専念義務の免除】</p> <p data-bbox="165 309 1434 436">市立高校では、事務員（行政職員）がPTAに関する業務を行うことがあるが、職務専念義務の免除について、校長の専決事項として決裁が行われているわけでもなく、教育委員会の承認も得られていない。法令規則等に準拠した処理が必要である。</p> <p data-bbox="165 452 1434 533">なお、PTAに関する業務は、校長の専決事項であるため、市立高校においても、必要に応じて校長の決裁を得るように、内部でのルールを検討しておく必要がある。</p> <p data-bbox="991 548 1437 584" style="text-align: right;">（掲載 91 頁・担当課：市立高等学校）</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p data-bbox="347 654 1458 831">PTAに関する業務に従事する際の職務専念義務免除のルールについては、浜松市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例等の規定により、必要の都度、教育委員会に対し、職務に専念する義務の免除願を提出し、校長の専決により承認を得る必要があることを確認しました。</p> <p data-bbox="347 846 1458 927">令和7年度については、PTAに関する業務について年間のスケジュールを確認し、把握できるものについて免除願を提出し、校長の承認を得ました。</p> <p data-bbox="376 943 1318 978">今後も職務専念義務の免除について、適切な事務処理を行ってまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 IV 学校給食 2 学校給食への異物混入①】</p> <p>浜松市の学校給食においては、令和6年7月に2件の異物混入事案が発生している。</p> <p>学校給食への異物混入を未然に防ぐため、学校給食用備品及び消耗品の日常点検と定期点検をより強化する仕組みを構築するなど予防保全的な対応が必要である。</p> <p>具体的には、異物混入のおそれがある調理器具については、日常点検を徹底する、あるいは、8月に実施した緊急点検レベルの内容を定期点検に取り込むなどの方法が考えられる。</p> <p>また、専門業者の点検が入る機会の少ない直営調理校については、学校教育部等または外部から技術者を派遣するなど、定期点検を支援する仕組みについても検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 144 頁・担当課:健康安全課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>令和7年3月に「学校給食における異物混入対応マニュアル」を改正し、異物混入未然防止対策として、調理場内の点検に関する項目を追加しました。</p> <p>日常点検については、使用者が使用前・後それぞれの点検結果を記録するように、令和7年4月から給食日誌の様式を変更しました。</p> <p>定期点検については、令和6年8月に実施した学校給食用備品・消耗品の総点検を毎年継続して実施することとしました。また、その際、直営調理校において判断に不安がある場合には、健康安全課の職員が聞き取りや現地確認を行うことにより支援することとします。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 IV 学校給食 2 学校給食への異物混入②】</p> <p>浜松市の学校給食においては、令和6年7月に2件の異物混入事案が発生している。</p> <p>この異物混入事案を契機として、学校給食用備品と消耗品の緊急点検を実施した結果、「D 問題があつて使用できない(使用不可能)」や「E 使用していない(不要)」と判断された備品等が多くあることが判明した。複数の学校で使用不可能なものや不要なものが、修繕または処分等の措置が行われることなく、保管されていたことになる。</p> <p>これらの備品等について、修繕または処分など、必要な対応を進めるとともに、その他の備品等についても、日常的に適切な維持管理に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 145 頁・担当課:健康安全課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>例年実施している学校給食従事者研修会等において、引き続き、備品・消耗品等の適切な維持管理及び修繕について周知しました。</p> <p>また、使用していない備品等のうち、使用に支障がない遊休備品について、他校等へ移設するための調査を実施するとともに、修理できないものや使用できないものについては適切に処分するよう各学校へ通知しました。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 IV 学校給食 2 学校給食への異物混入③】</p> <p>学校給食用備品と消耗品の緊急点検を実施した際に使用した「学校給食用備品点検票」と「学校給食用消耗品点検票」においては、使用における状態の区分として、「C 故障や破損等の問題が生じているが使用を継続している」というランクが設定されている。</p> <p>健康安全課からは「調理に影響のない故障や破損等」の意味であると説明を受けたが、説明がなければ、調理上の「問題が生じているが使用を継続している」という意味にも読め、誤解を招きやすい表現である。「故障や破損等の問題が生じているが、調理上の問題はないため、使用を継続している」など、表現を改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 145 頁・担当課:健康安全課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	学校給食用備品・消耗品の総点検を実施する際に使用する「学校給食用備品点検票」と「学校給食用消耗品点検票」の「使用における状態の区分」の表現を、「故障や破損等の問題が生じているが、調理上の問題はないため、使用を継続している」と改めました。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 V 教育施設 6 グラウンドの安全確保】</p> <p>令和5年4月に、愛知県西尾市のコミュニティ公園多目的広場でソフトボールの練習をしていた男子児童が、地面から突き出ていた釘で10針縫う怪我をしていたことが同年8月に報道された。これを受けて、愛知県内では同様の施設で調査が実施され、複数の施設で地中から釘が発見されている。</p> <p>愛知県の例を見る限り、ソフトボール場のベース位置に目印の釘を打つことは一般に広く行われており、西尾市のケースが特別ではないと考えられる。</p> <p>グラウンド利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、浜松市の全小中学校においても、釘等の有無について、調査を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 164 頁・担当課:教育施設課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	グラウンド利用者の怪我を事前に防止し、安全を確保するため、毎年度実施している施設点検報告(日常点検)に、運動場や校庭等に危険物(ガラス、石、くぎなど)がないかについての調査項目を追加し、教職員による調査を年3回実施します。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 VII 教育支援 2 外国人子供教育支援推進事業 (3) ポケトークの配布】</p> <p>浜松市では、外国人の児童生徒がいる小中学校にポケトークを配布してコミュニケーションツールとして利用している。</p> <p>外国語を母国語としている児童生徒が複数名いるにもかかわらず、ポケトークを配布していない学校がある。会話に支障がある就学2年以内の児童生徒がいる学校や通訳が必要な保護者がいる学校のうち、ポケトークを貸与していない学校が、小中学校合わせて31校あった。</p> <p>外国人児童生徒の多国籍化が進む中、現場の人員のみでは対応が困難になりつつあるため、ポケトークの導入を普及させる必要性は高まっている。また、学校間でのアンバランスが生じていることから、ポケトークの配布状況を見直す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 181 頁・担当課：教育支援課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>令和6年度に10台、令和7年度に15台のポケトークを新規導入することで、現時点で貸与を必要とする学校には全て配布が完了いたしました。</p> <p>今後は、各学校に配備されているタブレット端末の翻訳機能の利用も高まっていることから、ポケトークとの使い分けも検討しつつ、各学校のポケトークの使用状況を把握することで、必要としている学校に確実に配布してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 VII 教育支援 3 教育相談推進事業 (1) Web相談申込、チャット相談の件数①】</p> <p>教育支援課では、対面や電話で相談できない子供たちのために、Webやチャットを活用した相談対応を令和5年度から開始している。</p> <p>令和6年度の実績を見ると、Web相談申込とチャット相談のいずれも件数は伸び悩んでいる状況である。Web相談申込の実績は減少傾向にあり、チャット相談の実績はほとんどゼロが続いている。</p> <p>対面での相談により子供達が抱える問題が解決しているのならば問題はないが、Web相談申込とチャット相談の件数は、あまりにも実績数値が少ないことから、周知不足等の課題があると考えられる。</p> <p>現在は、さくら連絡網などのコミュニケーションツールを用いて生徒や保護者に相談窓口の周知をしているが、子供達にはツールの利便性などが十分に伝達されていない可能性がある。これらのツールは、気軽に相談できることが利点である。生徒や保護者に対し、もっと気軽に相談できるツールであるということを強調するなど、周知の方法を見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 182 頁・担当課：教育支援課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>周知の方法及び回数を見直しました。</p> <p>具体的には、令和6年度までは、年2回程度、さくら連絡網で保護者へ周知するのみだったところを、令和7年度からは、年度当初、「いのちについて考える月間」(6月)、夏休み終盤(8月)、2学期中盤(10月)及び3学期開始前(12月)と、少なくとも年5回、学校へ通知し、教職員から児童生徒への周知を促すとともに、さくら連絡網による保護者への周知を行うこととしました。</p>

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 VII 教育支援 3 教育相談推進事業 (1) Web相談申込、チャット相談の件数②】

教育支援課では、対面や電話で相談できない子供たちのために、Webやチャットを活用した相談対応を令和5年度から開始している。

令和6年度のチャット相談の実績は、小学生の相談が4月に1件あったのみで、5月から10月まで実績はなく、中学生については4月から10月まで実績がない。市のチャット相談は、原則として火曜日と木曜日の17時から21時までに限定されており、これが実績が伸びない要因と考えられる。

チャット相談については、児童生徒の利用実績がない状態が続いているため、今後、児童生徒がチャット相談できる時間の拡大が可能かどうかを検討する必要がある。それが難しい場合には、別の代替的な手段についても検討することが必要である。

(掲載 182 頁・担当課：教育支援課)

講じた措置

令和7年度

チャット相談を実施している他の市町の事例から、休日や遅い時間の相談を希望するケースが多いことが分かりました。

そのため、実施する曜日については、令和6年度までの火、木曜日に休日も加えることとし、利用できる時間についても、17時から21時までだったところを、18時から22時までと遅い時間に変更しました。

さらに児童生徒が利用しやすくなるために、浜松市公式ホームページから直接、Web相談申込やチャット相談ができるページに遷移できるよう令和7年度中に見直します。

指摘事項	
<p>【第3 監査結果 【2】 個別事項 VII 教育支援 4 不登校児支援推進事業 (1) 事業指標の目標設定】</p> <p>不登校児支援推進事業における指標である「市内小中学校の不登校児童生徒数」について、目標値は2019年から継続して930人と設定されている。しかし、実績値は年々増加傾向にあり、2022年には2,000人を超え、2023年には2,697人に達している。2023年の実績値は目標値の約2.9倍に相当し、目標と実態が大きく乖離している状況である。このような目標設定では、目標管理の実効性を欠くため、目標値を見直し、現状に即した適切な値を設定する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 184 頁・担当課: 教育支援課)</p>	
講じた措置	
令和7年度	<p>コロナ禍の経験や、2017年の教育機会確保法の施行により、学校以外で学ぶことの社会の価値観は著しく変容しています。</p> <p>そこで、これまでは市内小中学校の不登校児童生徒数を目標指標としてきましたが、令和7年度からは、新たに「どの教育機関・相談機関ともつながらない子供『0』」を目標とすることとしました。</p> <p>具体的には、政策シートにおける短期成果指標に「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合」を設定し、毎学期の学校調査を基に進捗管理を行ってまいります。</p>